

南部協働センター

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後9時30 分まで
		1時間につき	1時間につき	
ホール	地域活動団体	310	590	290
	一般団体	940	1,790	890
和室(松・萩)	地域活動団体	140	160	80
	一般団体	290	330	160
会議室 (小会議室・コミュニ ティ会議室)	地域活動団体	80	110	50
	一般団体	160	230	110
講座室 (第1・第2・第3講座 室)	地域活動団体	100	150	70
	一般団体	200	310	150
料理教室	地域活動団体	260	380	190
	一般団体	520	770	380
実習室	地域活動団体	100	150	70
	一般団体	200	310	150
児童室	地域活動団体	100	150	70
	一般団体	200	310	150
体育館全面	地域活動団体	470	540	270
	一般団体	940	1,080	540
体育館半面	地域活動団体	230	270	130
	一般団体	470	540	270

備考

1 地域活動団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。

2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までになります。

3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げにかかる使用料は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額になります。また、ホールまたは大会議室を2区分にして利用することができる施設においての1区分にかかる使用料は所定の金額の5割になります。

4 営利目的として利用者が1,001円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、利用時間区分の所定の使用料の2倍に相当する額とします。

5 ご質問・不明な点等ございましたら、協働センターまで問合せください。